

## 2 賃金規定等改定コース内訳

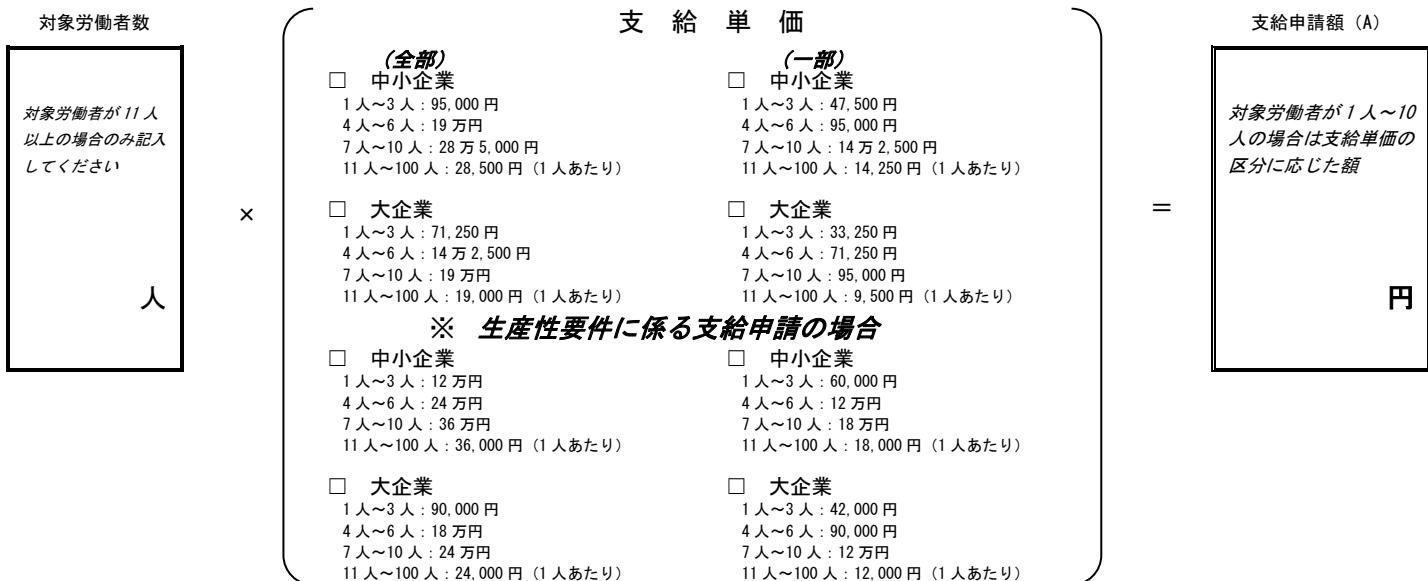
① 増額改定前の賃金規定等作成日	平成 年 月 日	② 賃金規定等増額改定日	平成 年 月 日
③ 増額改定した賃金規定等は全ての有期契約労働者等に適用されるかどうか	全部 · 一部	④ 増額改定した賃金規定等に属する全ての有期契約労働者等に適用し、昇給させたかどうか	させた · させていない
⑤ 増額改定した賃金規定等に属する全ての有期契約労働者等に6か月分の賃金を支給した日 (第3面「支給申請期間」をご参照ください。)	平成 年 月 日	⑥ 対象労働者が、賃金規定等の増額改定を行った事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族をいう。）に含まれるか。 (含まれる場合は、⑫欄「3親等以内親族」項目にて該当する労働者に「○」を記入してください。)	含まれない · 含まれる
⑦ 増額改定が職務評価を経て行ったか (職務評価を経て)行われた場合、職務評価完了日	(職務評価を経て) 行った · 行っていない (平成 年 月 日)	⑧ 支給申請日において当該賃金規定等を継続して運用しているかどうか	している · していない
⑨ (中小企業事業主のみ) 賃金規定等を3%以上増額改定しているかどうか。		している · していない	
事業主 確認欄	<p>記載内容について間違いのないことを確認しました ※ 記載内容に虚偽が発覚した場合、助成金の不正受給として事業所名を公表するなどの処分を行う場合がありますので、記載内容に誤りがないか、必ずご確認ください</p> <p>平成 年 月 日 (事業主名) _____ <span style="float: right;">印</span></p> <p>(代理人又は事務代理人・提出代行者の場合のみ) 平成 年 月 日 (代理人・事務代理人・提出代行者) _____ <span style="float: right;">印</span></p>		

### ⑩ 支給申請額

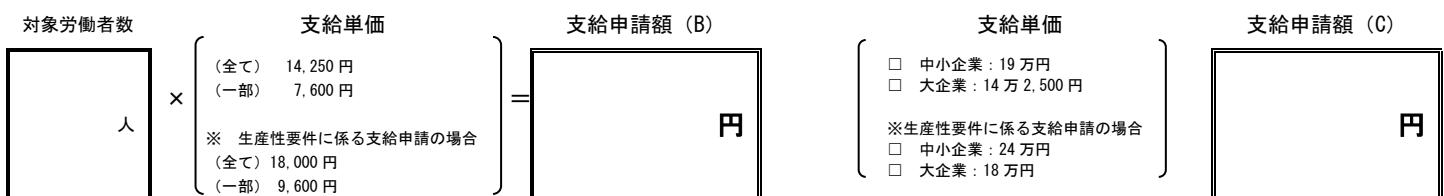
同年度中における賃金規定等改定の支給申請の有無

有  
 無

#### 〈賃金規定等を2%以上増額改定した場合〉



#### 〈中小企業事業主が賃金規定等を3%以上増額改定した場合の加算額〉



労象	番号	氏名	雇用保険被保険者番号	増額改定前基本給	増額改定後基本給	昇給率	3親等以内親族
----	----	----	------------	----------	----------	-----	---------

支給申請額合計 (A) + (B) + (C) =

円

## 様式第3号（別添様式2）（第2面）

1				-			-		円	円	%	
2				-			-		円	円	%	
3				-			-		円	円	%	
4				-			-		円	円	%	
5				-			-		円	円	%	
6				-			-		円	円	%	
7				-			-		円	円	%	
8				-			-		円	円	%	
9				-			-		円	円	%	
10				-			-		円	円	%	
11				-			-		円	円	%	
12				-			-		円	円	%	
13				-			-		円	円	%	
14				-			-		円	円	%	
15				-			-		円	円	%	
16				-			-		円	円	%	
17				-			-		円	円	%	
18				-			-		円	円	%	
19				-			-		円	円	%	
20				-			-		円	円	%	
21				-			-		円	円	%	
22				-			-		円	円	%	
23				-			-		円	円	%	
24				-			-		円	円	%	
25				-			-		円	円	%	
26				-			-		円	円	%	
27				-			-		円	円	%	
28				-			-		円	円	%	
29				-			-		円	円	%	
30				-			-		円	円	%	
31				-			-		円	円	%	
32				-			-		円	円	%	
33				-			-		円	円	%	
34				-			-		円	円	%	
35				-			-		円	円	%	

### 様式第3号（別添様式2）（第3面）

#### 支給申請期間

賃金規定等の増額改定を行った場合、対象労働者に対する賃金規定等の増額改定後6か月分の賃金（時間外手当を含みます。）を支給した日（※）の翌日から起算して2か月以内に申請してください。

（※）就業規則等の規定により、時間外手当を実績に応じ基本給等とは別に翌月等に支給している場合、6か月分の時間外手当が支給される日を、賃金を支給した日とする（時間外勤務の実績がなく、結果として支給がない場合を含みます。）。

#### 記入上の注意

この様式は、次の点に注意して記入してください。

- 1 ①欄は賃金規定等の増額改定を行う前の賃金規定等を作成した日（新たに賃金規定等を整備する場合は、整備した日）を記入してください。
- 2 ②欄は賃金規定等の増額改定を行った日（新たに賃金規定等を整備する場合は、整備した日）を記入してください。
- 3 ③、④欄は賃金規定等の内容について記入してください。
- 4 ⑨欄は（中小企業事業主のみ）賃金規定等を3%以上増額改定しているかどうかについて記入してください。
- 5 ⑩欄は、支給申請額及びそれに関係する事項等について記入してください。
- 6 ⑪欄について、用紙が不足する場合は、様式第3号（別添様式2）（継紙）に記載し、本紙に添付してください。

#### 添付書類

賃金規定等改定の支給申請を行う場合は、支給申請書（様式第3号）及び本様式（別添様式2）に、次の書類（原本又は写し）を添付してください。

- 1 共通
  - イ 管轄労働局長の確認を受けたキャリアアップ計画書
  - ロ 賃金規定等が規定されている労働協約又は就業規則
  - ハ 増額改定前及び増額改定後の賃金規定等（新たに賃金規定等を整備する場合は、増額改定前の賃金規定等は除きます。）
- 二 対象労働者の賃金規定等の増額改定前及び増額改定後の雇用契約書又は労働条件通知書等（船員法第32条の規定により船員に対して明示しなければならない書面を含みます。）
  - ホ 対象労働者の賃金台帳又は船員法第58条の2に定める報酬支払簿（賃金規定等の増額改定前の3か月分及び増額改定後の6か月分（賃金規定等の増額改定後の賃金の算定となる初日の前日から3か月前の日までの賃金及び賃金規定等の増額改定後の賃金の算定となる初日から6か月経過する日までの賃金に係る分））
  - ヘ 対象労働者の出勤簿、タイムカード又は船員法第67条に定める記録簿等出勤状況が確認できる書類（対象労働者について、賃金規定等の増額改定後の賃金の算定となる初日の前日から過去3か月分及び賃金規定等の増額改定後の賃金の算定となる初日から6か月分）
- ト 中小企業事業主である場合、中小企業事業主であることを確認できる書類
  - ア 企業の資本の額又は出資の総額により中小企業事業主に該当する場合  
登記事項証明書、資本の額又は出資の総額を記載した書類等
  - ビ 企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合  
事業所確認表（様式第4号）

なお、中小企業の範囲は下表のとおりです。

小売業（飲食店を含む）	資本額又は出資額が5,000万円以下、又は常時雇用する労働者の数が50人以下
サービス業	〃 5,000万円以下、又は 〃 100人以下
卸売業	〃 1億円以下、又は 〃 100人以下
その他	〃 3億円以下、又は 〃 300人以下

- チ 支給要件確認申立書  
リ 支払方法・受取人住所届

- 2 賃金規定等改定が職務評価を経て行われた場合は、次の書類（原本又は写し）も併せて添付してください。

- イ 職務評価を実施したことが分かる書類
  - （イ）単純比較法により職務評価を実施した場合
    - （a）職務説明書（職務記述書）
    - （b）単純比較法による職務評価の結果が確認できる書類  
(例) 全体評価の定義書、職務比較表、対象労働者の評価結果を記載した一覧表等
  - （ロ）分類法により職務評価を実施した場合
    - （a）職務説明書（職務記述書）
    - （b）分類法による職務評価の結果が確認できる書類  
(例) 職務レベル定義書、対象労働者の評価結果を記載した一覧表等
  - （ハ）要素比較法により職務評価を実施した場合
    - （a）要素比較法による職務評価の結果が確認できる書類  
(例) 評価項目ごとの職務レベル定義書、職務評価に用いた評価表、対象労働者の評価結果を記載した一覧表等
    - （二）要素別点数法により職務評価を実施した場合
      - （a）要素別点数法による職務評価の結果が確認できる書類  
(例) 職務（役割）評価表、対象労働者の評価結果を記載した一覧表等
  - ロ 職務評価結果を踏まえ賃金規定等を増額改定したことが分かる書類  
(例) 職務評価の結果と改定後の賃金規定等の等級（ランク）との対応関係が分かる資料等

- 3 生産性要件に係る支給申請である場合は、次の書類も併せて添付してください。

生産性要件算定シート（共通要領 様式第2号）及び算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳等）

#### 申請にあたっての留意点

助成金の受給に当たっては各種要件がありますので、パンフレットをご覧いただき、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。